

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に係る保険給付に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和3年1月27日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(給付マスタ)	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>介護保険システム1(給付マスタ)</p> <p>介護保険法による保険給付の支給にあたっては、被保険者毎に給付実績や給付限度額の管理を行いながら、正確かつ効率的な事務執行を行うことが必要である。また、番号法第22条による特定個人情報の提供の際、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>介護保険システム1(給付マスタ)</p> <p>介護保険法による保険給付の支給事務につき、手作業による回答及び照会事務についての事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答又は誤照会のリスク低減が期待される。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条別表第一の68(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)</p> <p>(2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の主務省令で定める事務を定める命令第50条第3号(介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務)、第7号(介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務)、第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務)</p>

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項</p> <p>【照会】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 93項、94項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	
特になし	

(別添1) 事務の内容

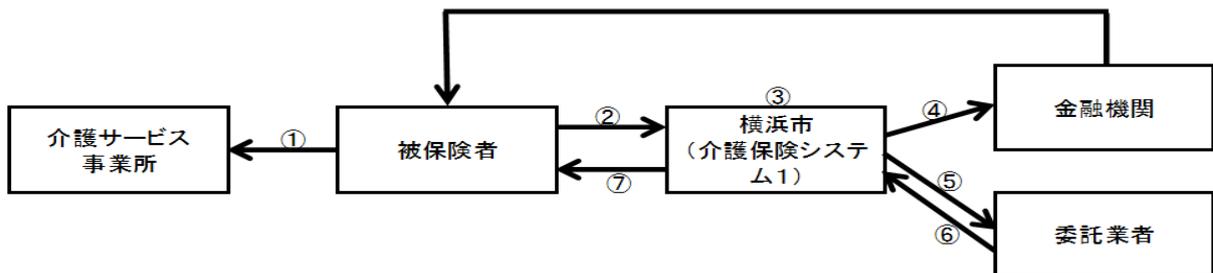
1 保険給付(現物給付)

- ①横浜市は、要介護認定を受けた被保険者の情報(受給者台帳)を国保連合会へ送付する。
- ②介護サービス事業所は、利用料を被保険者へ、保険給付額を国保連合会へ請求する。
- ③国保連合会は、受給者台帳と請求内容を突合・審査のうえ、介護サービス事業所へ保険給付額を支払う。
- ④国保連合会は、横浜市へ保険給付額を請求し、支払データを送付する。
- ⑤横浜市は、国保連合会へ保険給付額を支払う。
- ⑥横浜市は、④により取得した支払データを介護保険システム1に登録する。



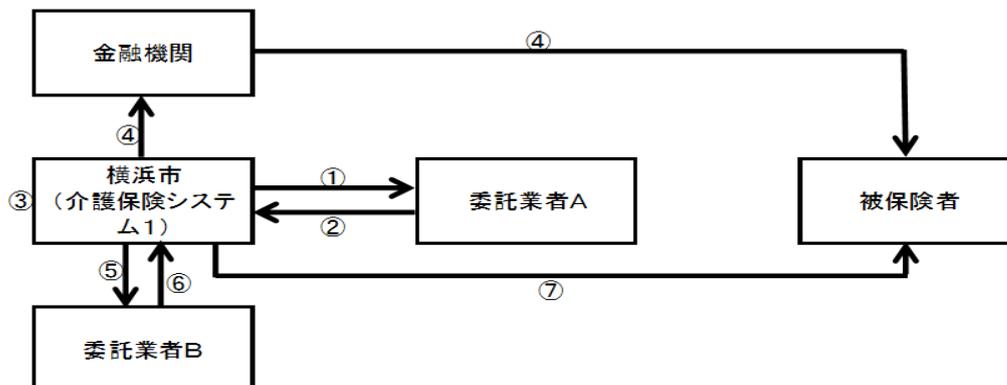
2 保険給付(償還給付)

- ①被保険者は、一旦費用の全額を介護サービス事業所に支払う。
- ②被保険者は、横浜市(区役所)へ保険給付分の払い戻しの申請を行う。
- ③横浜市(区役所)は、申請内容を介護保険システム1に登録し、保険給付額の審査・決定・支給を行う。
- ④介護保険システム1で振込データを作成し、指定金融機関へ給付費の振込を依頼する。
- ⑤介護保険システム1で支給決定通知書データを作成し、委託業者へ提供する。
- ⑥委託業者は、支給決定通知を作成し横浜市(区役所)へ納品する。
- ⑦横浜市(区役所)は、支給決定通知書を被保険者へ送付する。



3 高額介護サービス費等(自動償還)の支給事務

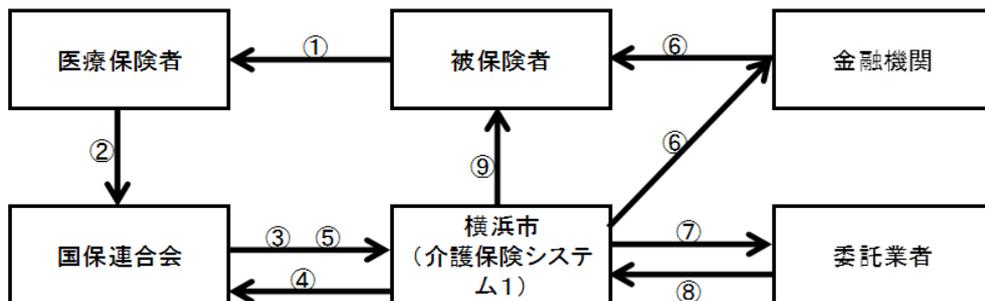
- ①横浜市が保有する給付データを委託業者Aへ提供する。
- ②委託業者Aは、高額介護サービス費等の支給額を計算し、計算結果を横浜市へ納品する。
- ③横浜市は、②のデータを介護保険システム1に登録する。
- ④介護保険システム1で振込データを作成し、指定金融機関へ給付費の振込を依頼し、被保険者の口座へ給付額を振込む。
- ⑤介護保険システム1で支給決定通知書データを作成し、委託業者Bへ提供する。
- ⑥委託業者Bは、支給決定通知を作成し横浜市(区役所)へ納品する。
- ⑦横浜市(区役所)は、支給決定通知書を被保険者へ送付する。



4 高額医療合算介護サービス費等の支給事務

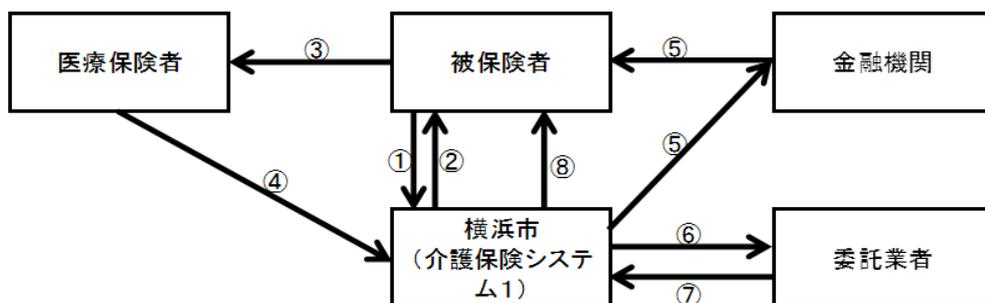
(1) 横浜市国民健康保険又は神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者の場合

- ①被保険者は、加入している健康保険(医療保険者)へ申請を行う。
- ②医療保険者は、申請データを国保連合会へ送付する。
- ③国保連合会は申請データを横浜市へ送付する。
- ④横浜市は、③のデータを介護保険システム1に登録し、介護保険分の自己負担額を国保連合会へ送付する。
- ⑤国保連合会は④のデータと医療分の自己負担額を基に給付額を計算し、介護分の給付額データを横浜市へ送付する。
- ⑥介護保険システム1で振込データを作成し、指定金融機関へ給付額の振込を依頼し、被保険者の口座へ給付額を振込む。
- ⑦介護保険システム1で支給決定通知書データを作成し、委託業者へ提供する。
- ⑧委託業者は、支給決定通知を作成し横浜市(区役所)へ納品する。
- ⑨横浜市(区役所)は、支給決定通知書を被保険者へ送付する。



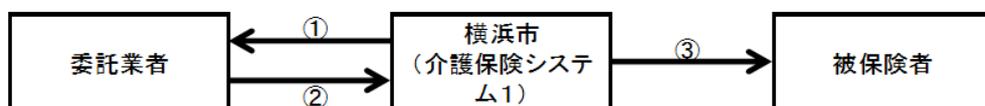
(2) 横浜市国民健康保険又は神奈川県後期高齢者医療制度以外の被保険者の場合

- ①被保険者は、横浜市(区役所)へ介護保険の自己負担額証明書の交付申請を行う。
- ②横浜市(区役所)は、介護保険の自己負担額証明書を交付する。
- ③被保険者は、加入している健康保険(医療保険者)へ申請を行う。
- ④医療保険者は、介護保険の自己負担額証明書と医療分の自己負担額を基に給付額を計算し、介護分の給付額を横浜市(区役所)へ送付する。
- ⑤横浜市(区役所)は、介護保険システム1に給付額を登録したうえで振込データを作成し、指定金融機関へ給付額の振込を依頼し、被保険者の口座へ給付額を振込む。
- ⑥介護保険システム1で支給決定通知書データを作成し、委託業者へ提供する。
- ⑦委託業者は、支給決定通知を作成し横浜市(区役所)へ納品する。
- ⑧横浜市(区役所)は、支給決定通知書を被保険者へ送付する。



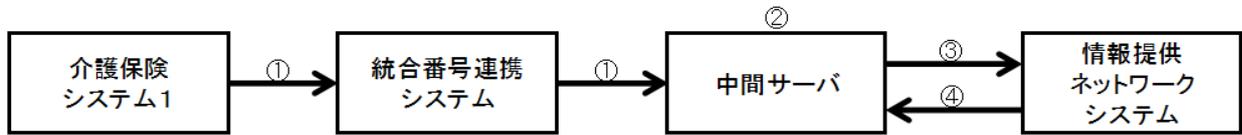
5 給付費通知の発送事務

- ①横浜市は、介護保険システム1から通知対象データを抽出し、委託業者に通知の作成を委託する。
- ②民間業者は給付費通知の印字・封入封緘を行い横浜市に納品する。
- ③横浜市は被保険者あてに通知を郵送する。



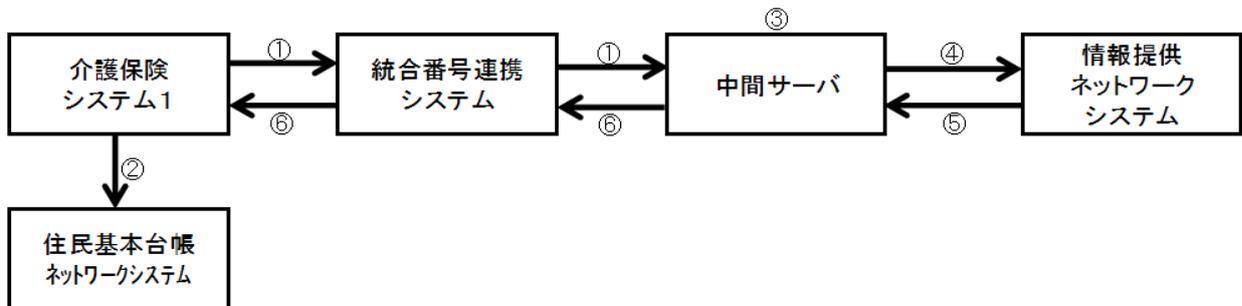
6「介護保険給付に関する事務」に関する情報提供事務

- ①業務固有番号を基に介護保険給付に関する情報を中間サーバーにアップロードする。
- ②中間サーバーで統合番号と符号を紐付ける。
- ③符号を基に中間サーバーから情報提供ネットワークシステムへ情報提供する。
- ④他機関から情報提供ネットワークを経由して情報照会される。



7「介護保険給付に関する事務」に関する情報照会事務

- ①業務固有番号を基に照会対象の被保険者を指定する。
- ②被保険者が住民登録外で統合番号が付番されていない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムで対象者を確認し、統合番号連携システムに登録する。
- ③中間サーバーで統合番号と符号を紐付ける。
- ④符号を基に中間サーバーから情報照会する。
- ⑤符号を基に情報提供ネットワークシステムから中間サーバーに回答される。
- ⑥統合番号を基に中間サーバーから回答される。



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(給付マスタ)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条(被保険者)第1項第1号及び第2号に規定する被保険者のうち、要介護認定を受け、要介護状態又は要支援状態等と判定された被保険者
その必要性	介護保険制度では、要介護認定を受け、要介護状態又は要支援状態等と判定された被保険者に対して、保険給付の支給を行うこととしているため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため 4情報…管理する対象の個人を特定し、他の庁内連携システムの個人を紐づけるため その他住民票関係情報…介護保険サービスの給付に関する費用や保険料額を決定する際に、被保険者と被保険者が属する世帯の世帯員の市民日や世帯に異動した日等が必要であるため 連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため 地方税関係情報…保険給付額の決定にあたり、被保険者の課税情報が必要であるため 医療保険関係情報…高額医療合算介護サービス費の支給額計算において、被保険者がどの医療保険に加入しているかの情報が必要であるため。 介護・高齢者福祉関係情報…被保険者の保険給付に関する情報を管理するため 生活保護・社会福祉関係情報…保険給付額の決定にあたり、被保険者が生活保護の適用を受けているかの情報が必要であるため</p>
全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課 高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課 鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (介護保険システム1(資格マスタ)、(介護税情報マスタ)、神奈川県国民健康保険団体連合会)
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	月次、日次及び随時。
④入手に係る妥当性	保険給付事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請によるものであり、その要請実現のために入手する。
⑤本人への明示	保険給付事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。 また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。
⑥使用目的 ※	介護保険給付事務のため
変更の妥当性	-

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課 鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		介護保険の被保険者を適正に管理し、正確で迅速な保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。
	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用している。
	情報の統計分析 ※	介護保険の給付額等の推移の統計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	給付の決定処分、給付の取消処分
⑨使用開始日		平成28年1月4日

委託事項2～5	
委託事項2	保守業務委託
①委託内容	システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 <input type="checkbox"/> 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> [再委託する] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 <input type="checkbox"/> 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 <input type="checkbox"/> 保守支援業務

委託事項3		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
その妥当性		作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
⑦再委託の有無 ※		[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

委託事項4		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務

委託事項5		帳票印刷業務委託
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 本市が管理するプリントサーバへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。 [○] その他 (委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務

委託事項6～10		
委託事項6	高額介護サービス費等支給処理委託	
①委託内容	自己負担額が一定額を超えた被保険者に対し高額介護サービス費等の支給をするため支給金額の計算を行う。(介護サービス自己負担助成等の支給額計算も含む。) 大量の計算処理を行うにあたり、民間事業者に委託することで効率的に計算処理を行うことができる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者のうち、処理対象月に給付実績のある者
	その妥当性	給付実績のある約12万人の被保険者を毎月抽出して高額介護サービス費等(介護サービス自己負担助成等)の計算を行うため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	高額介護サービス費等支給処理支援業務

委託事項7		高額医療合算介護サービス費等自己負担額情報差替委託
①委託内容		高額医療合算サービス費等の計算に必要な自己負担額が変更となった被保険者について、差替用の自己負担額のデータを作成する。 データ作成にあたり、民間事業者に委託することで効率的に処理を行うことができる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者のうち、高額医療合算サービス費等の計算に必要な自己負担額が変更となった者
	その妥当性	自己負担額の差替が必要となった被保険者(約100人)のデータのみを抽出して取扱うため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社横浜電算
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	高額医療合算介護サービス費等自己負担額情報差替委託支援業務

委託事項8		介護保険給付費等支給決定通知書印字業務委託
①委託内容		償還給付の対象となった被保険者に送付する支給決定通知書を作成する。 大量の通知を圧着ハガキへ印字・圧着処理を行うにあたり、専門の機材を有した民間事業者へ委託することで、効率的に通知書の作成を行うことができる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者のうち、処理対象月に償還給付の対象となった者
	その妥当性	支給決定通知書の作成にあたり、償還給付の対象となった毎月約50,000人の被保険者の住所氏名や支給金額等が必要になる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険給付費等支給決定通知書印字業務委託支援業務

委託事項9		給付統計情報作成委託
①委託内容		保険給付の統計情報(支払月別、サービス種類別)を作成する 統計情報の作成のためには、被保険者毎の給付実績の積み上げが必要となり、民間業者に委託することで正確かつ効率的に統計情報が作成できる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者のうち、過去5年以内に給付実績のある者
	その妥当性	過去5年以内に給付実績のある被保険者を抽出して統計情報の作成を行うため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	給付統計情報作成支援業務

委託事項10		給付費通知印字封入封かん委託
①委託内容		被保険者に対し送付する介護サービス利用状況のお知らせを作成する。 大量の通知を印字・封入封かんするにあたり、専門の機材を有した民間事業者に委託することで、効率的に通知の作成を行うことができる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者のうち、在宅サービスの給付実績がある者
	その妥当性	在宅サービスの給付実績のある約8万人の被保険者から無作為に約半数を抽出して給付費通知を作成するため
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社TLP 横浜営業所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	給付費通知印字封入封かん委託支援業務

委託事項11～15	
委託事項11	保険者保有サービス提供証明書のデータ入力委託
①委託内容	償還給付の際に必要なサービス提供証明書の内容をデータ化する。 紙情報をデータ化処理するにあたり、専門の民間事業者へ委託することで正確かつ効率的なデータ化を行うことができる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者のうち、償還給付にあたりサービス提供証明書が必要な者
	その妥当性 サービス提供証明書の情報が必要な被保険者(毎月約100人)のみデータ化処理を行うため
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名	株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項 保険者保有サービス提供証明書のデータ入力委託支援業務

委託事項12		介護給付費の審査支払業務委託
①委託内容		指定介護事業所からの請求内容を審査し介護報酬を支払う。 大量の請求に対して、内容を審査し、支払処理をするために、専門機関に委託することで正確かつ効率的に事務処理を行うことができる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	介護給付費の審査支払をするためには、要介護(要支援)認定を受けた被保険者約15万人の資格、認定等の情報が必要になるため
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑥委託先名		介護保険法により委託先は限定されている
⑦再委託の有無 ※		神奈川県国民健康保険団体連合会
再委託	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護給付費の審査支払業務委託支援業務

委託事項13		介護サービス自己負担助成金等支給処理業務委託
①委託内容		横浜市の提供する介護サービス自己負担助成及び高額介護サービス費の情報をを使用して、介護サービス自己負担助成支給決定通知書等及び高額介護サービス費支給申請書等の帳票の印字を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護サービス自己負担助成金等の支給対象者及び高額介護サービス費等の勧奨対象者
	その妥当性	介護サービス自己負担助成金等の支給対象者は毎月約1000件、高額介護サービス費等の勧奨対象者数は毎月約5000件のため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護サービス自己負担助成金等支給処理業務委託支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (25) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	提供先については、(別表)提供先一覧を参照【25件】
①法令上の根拠	(別表)提供先一覧に記載
②提供先における用途	(別表)提供先一覧に記載
③提供する情報	(別表)提供先一覧に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	(別表)提供先一覧に記載
移転先1	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護を受給する第1号被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回

移転先2～5	
移転先2	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号別表第二第87項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	月1回
移転先3	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項、第3項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活に困窮する外国人に対する保護の措置を受けている第1号被保険者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	月1回

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(給付マスタ)>

＜給付実績情報＞	
【基本検索レコード】	
月報管理レコード	
現年度情報	
年度	
年報出力日	
月報出力日	
次年度情報	
年度	
月報出力日	

＜給付情報＞	
【給付基本レコード】	
申請区コード	
償還連絡票情報	
証記載保険者番号	
整理番号	
申請年月日	
要介護状態区分コード	
認定有効期間開始年月日	
認定有効期間終了年月日	
支払方法	
金融機関コード	
支店コード	
口座種目	
口座番号	
口座名義人(カナ)	
申請者電話番号	
旧措置入所者特例コード	
申請情報	
申請者氏名	
申請事業所名	
事業所番号	
住記個人コード	
被保険者との関係	
市内/市外区分(申請者)	
市内住所(申請者)	
区コード	
町コード	
字コード	
番地コード	
番地補綴コード	
申請者方書(漢字)	
郵便番号	
申請金額	
給付事由	
受領委任区分	
理由書作成	
給付制限による支払方法変更	
住環境整備併用	
審査方法区分コード	
修正事由	
被保険者生年月日	
連合会送付情報	
償還情報送付日	
申請修正処理日	
送付状態	
市外情報	
市外住所(申請者)	
市外住所(漢字)	

＜給付情報＞	
【支出明細情報レコード】	
申請区コード	
レコード区分	
サービス種別コード	
サービス項目コード	
履歴区分	
明細情報	
点数	
日数・回数	
サービス点数	
摘要	
福祉用具購入年月日	
福祉用具商品名	
福祉用具種目コード	
摘要	
福祉用具製造事業者名	
福祉用具販売事業者名	
購入金額	
福祉用具製造事業者番号	
住宅改修工年月日	
住宅改修完成年月日	
住宅改修事業者名	
住宅改修を行った住宅の住所	
改修金額	
緊急時施設療養情報レコード順次番号	
緊急時傷病名	
緊急時治療開始年月日	
往診日数	
往診医療機関名	
通院日数	
通院医療機関名	
緊急時治療管理点数	
緊急時治療管理日数	
緊急時治療管理小計	
リハビリテーション点数	
処置点数	
手術点数	
麻酔点数	
放射線治療点数	
摘要情報の有無	
特定診療費情報レコード順次番号	
傷病名	
指導管理等点数	
単純ニックス線点数	
リハビリテーション点数	
精神科専門療法点数	
処置点数	
手術点数	
摘要情報の有無	
種別	
提供日数	
支払済負担額(日額)	
負担限度額(日額)	
支払済負担額(月額)	
負担限度額(月額)	
負担額差額合計(月額)	
【支出情報レコード】	
申請区コード	
支給・戻入フラグ	
支給年度/戻入年度	
支給日/戻入日	
支給事由	
支給金額/戻入金額	
保険料控除額	
高額本人分支給額/戻入金額	
高額社協分支給額/戻入金額	
決裁情報	
決裁日	
決裁対象査定金額	
決裁対象支給金額	
高額本人分支給額	
高額社会福祉協議会受領委任分	
支出関連機界出力日	
決裁区分	
サービス記録書証明書枚数	
禁止・控除	
禁止額	
禁止決裁日	
処分解除年月日	
戻入款項目	
支給情報	
未支給額	
既支給合計	
既戻入合計	
既控除合計	
差引支給額合計	
今回支給予定額	
今回支給予定額内訳	
今回保険料控除額	
高額本人分支給額	
高額社協受領委任分今回支給額	
履歴区分	
【証番号レコード】	
被保険者番号	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(給付マスタ)>

<給付情報>

【支出集計・高額情報レコード】

申請区コード
レコード区分
事業所番号
サービス種類コード
開始年月日
中止年月日
中止理由コード
原簿区分
集計情報1
サービス末日数
点数合計
上限超過点数
給付点数
点数単価
給費用額
保険給付率
保険請求額
自己負担額
禁止区分
短期入所末日数
入所(既)年月日
退所(既)年月日
入所(既)末日数
外泊日数
退所(既)後の状態コード
点数合計
点数単価
給費用額
保険給付率
保険請求額
自己負担額
禁止区分(保険請求)
緊急時短期療養費点数合計
緊急時短期療養費点数単価
緊急時短期療養費給費用額
緊急時短期療養費請求額
緊急時短期療養費自己負担額
禁止区分(緊急時)
特定診療費点数合計
特定診療費点数単価
特定診療費給費用額
特定診療費請求額
特定診療費自己負担額
禁止区分(特定)
世帯合算コード
限度額区分
社会福祉協議会受付番号
支払済自己負担合計額
自己負担上限額
支払済金額
禁止区分
標準負担差額
支払済標準負担額(月額)
標準負担額(月額)
食事提供延べ日数
標準負担差額合計
禁止区分
給付率差額
点数合計
上限超過点数
給付点数
点数単価
給費用額
給付率
支払済給付率
保険請求額
保険請求済額
請求差額
禁止区分
出向率区分差額
緊急時短期療養費点数合計
緊急時短期療養費点数単価
緊急時短期療養費給費用額
緊急時短期療養費請求額
緊急時短期療養費請求済額
緊急時短期療養費請求差額
禁止区分(緊急時)
特定診療費点数合計
特定診療費点数単価
特定診療費給費用額
特定診療費請求額
特定診療費請求済額
特定診療費請求差額
禁止区分(特定)
基本食提供日数
基本食提供単価
基本食提供金額
特別食提供日数
特別食提供単価
特別食提供金額
食事提供延べ日数
食事提供費合計
標準負担額(月額)
食事提供費請求額
標準負担額(日額)
禁止区分
サービスコード
居宅サービス計画作成依頼届出年月日
点数
点数単価

請求金額
禁止区分
特定入所者集計
支払済総額
負担限度額
保険請求額
禁止区分(特入)
【対象年月レコード】
対象年月
【支給時適用情報レコード】
申請区コード
摘要
【運営管理レコード】
最終整理番号

<償還給付検索情報>

申請区(ロケーションキー)
給付申請状態コード
給付申請状態コード上1桁
給付申請状態コード下1桁
禁止状態コード
給付事由
給付事由上2桁
給付事由下2桁
実施年月
実施年月順番
申請日
決裁日
支給年度/戻入年度
支給日/戻入日
被保険者番号
整理番号
支払方法

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(給付マスタ)>

<<給付実績情報>>

【給付基本レコード】

区コード
入力識別番号
審査年月
事業所番号
給付実績情報作成区分コード
給付実績区分コード
整理番号
公費情報
負担者番号
受給者番号
生年月日
性別コード
要介護状態区分コード
旧措置入所者特例コード
認定有効期間開始年月日
認定有効期間終了年月日
老人保健市町村番号
老人保健受給者番号
保険者番号(後期)
被保険者番号(後期)
保険者番号(国保)
被保険者番号(国保)
個人番号(国保)
居宅サービス計画作成区分コード
居宅介護支援事業所番号
開始年月日
中止年月日
中止理由コード
入所(院)年月日
退所(院)年月日
入所(院)実日数
外泊日数
退所(院)後の状態コード
保険給付率
公費給付率
合計情報(決定前)
サービス点数合計
保険請求額合計
利用者負担額合計
緊急時施設療養費保険請求分合計額
特定診療費保険請求分合計額
特定入所者介護サービス費等保険請求分合計額
公費情報
公費サービス点数合計
公費請求額合計
公費本人負担額合計
緊急時施設療養費公費請求分合計額
特定診療費公費請求分合計額
特定入所者介護サービス費等公費請求分合計額
合計情報(決定後)
サービス点数合計
保険請求額合計
利用者負担額合計
緊急時施設療養費保険請求分合計額
特定診療費保険請求分合計額
特定入所者介護サービス費等保険請求分合計額
公費情報
公費サービス点数合計
公費請求額合計
公費本人負担額合計
緊急時施設療養費公費請求分合計額
特定診療費公費請求分合計額
特定入所者介護サービス費等公費請求分合計額
報告区分コード
支払対象年月
給付基本履歴番号
最終履歴番号
履歴区分

<<給付実績情報>>

【基本検索レコード】

申請区
被保険者番号
実施年月
実施年月連番
申請事由
様式番号
新旧区分
入力識別番号
事業所番号
審査年月
サービス種類
給付実績情報作成区分
要介護状態区分
給付状態区分
レコード件数

<<給付実績情報>>

【給付管理票レコード】

区コード
審査年月
給付管理票種別区分コード
事業所番号
給付管理票作成年月日
給付実績情報作成区分コード
被保険者生年月日
性別コード
要介護状態区分コード
限度額適用期間(開始)
限度額適用期間(終了)
訪問場所/短期入所支給限度額
居宅サービス計画作成区分コード
限度額管理期間における前月給付計画日数
指定サービス分小計
基酒該当等サービス分小計
給付計画合計点数/日数
担当介護支援専門員番号
委託先の居宅介護支援事業所番号
委託先の担当介護支援専門員番号
給付管理票履歴番号
最終履歴番号
履歴区分

【給付管理票検索レコード】

申請区
被保険者番号
実施年月
実施年月連番
給付管理票種別区分コード
事業所番号
審査年月
給付管理票情報作成区分
要介護状態区分
レコード件数

【給付管理票明細レコード】

区コード
給付管理票明細番号
事業所番号(サービス事業所)
指定/基酒該当等事業所区分コード
サービス種類コード
給付計画点数/日数
給付管理票明細履歴番号
履歴区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(給付マスタ)>

<給付実績情報>

【明細情報 レコード】
区コード
レコード種別コード
サービス種別コード
サービス項目コード
緊急時・特定入所者情報レコード順次番号
特定診療情報レコード順次番号
明細情報履歴番号
最終履歴番号
履歴区分
サービス明細情報
決定前情報
点数
日数・回数
公費対象日数・回数
サービス点数
公費対象サービス点数
摘要
決定後情報
点数
日数・回数
公費対象日数・回数
サービス点数
公費対象サービス点数
再審査回数
過剰回数
審査年月
緊急時傷病名
緊急時治療開始年月日
往診医療機関名
通院医療機関名
決定前情報
往診日数
通院日数
緊急時治療管理点数
緊急時治療管理日数
リハビリテーション点数
処置点数
手術点数
麻酔点数
放射線治療点数
緊急時治療管理小計
緊急時施設医療費合計点数
決定後情報
往診日数
通院日数
緊急時治療管理点数
緊急時治療管理日数
リハビリテーション点数
処置点数
手術点数
麻酔点数
放射線治療点数
摘要情報の有無
再審査回数
過剰回数
審査年月
傷病名
決定前
保険請求分
指導管理等点数
単独ニックス線点数
リハビリテーション点数
精神科専門療法点数
処置点数
手術点数
合計点数
公費請求分
指導管理等点数
単独ニックス線点数
リハビリテーション点数
精神科専門療法点数
処置点数
手術点数
合計点数
決定後情報
保険請求分
指導管理等点数
単独ニックス線点数
リハビリテーション点数
精神科専門療法点数
処置点数
手術点数
合計点数
公費請求分
指導管理等点数
単独ニックス線点数
リハビリテーション点数
精神科専門療法点数
処置点数
手術点数
合計点数
決定後情報
摘要情報の有無
再審査回数
過剰回数
審査年月
福祉用具購入年月日
福祉用具商品名
福祉用具種目コード
福祉用具製造事業者名
福祉用具販売事業者名
購入金額
摘要
審査年月

住宅改修竣工年月日
住宅改修事業者名
住宅改修を行った住宅の住所
購入金額
審査年月
種別番号
傷病名
決定前情報
保険分請求
単位数
回数
サービス単位数
合計単位数
公費分請求 (決定前)
回数
サービス単位数
合計単位数
決定後情報
保険分請求 (決定後)
単位数
回数
サービス単位数
合計単位数
公費分請求 (決定後)
回数
サービス単位数
合計単位数
摘要情報の有無
再審査回数
過剰回数
審査年月
決定前情報
費用単価
負担限度額
日数
公費日数
費用額
保険分請求額
公費負担額 (明細)
利用者負担額
決定後情報
費用単価
日数
公費日数
費用額
保険分請求額
公費負担額 (明細)
利用者負担額
再審査回数
過剰回数
審査年月
軽減率
決定前情報
受領すべき利用者負担の総額
軽減額
軽減後利用者負担額
備考
決定後情報
受領すべき利用者負担の総額
軽減額
軽減後利用者負担額
再審査回数
過剰回数
審査年月

【紐番号レコード】

被保険者番号

【集計・高額情報レコード】

区コード
レコード種別コード
サービス種別コード
集計・高額履歴番号
最終履歴番号
履歴区分
集計
サービス実日数
計画点数
医療費管理対象点数
医療費管理対象外点数
短期入所計画日数
短期入所実日数
保険請求分
点数合計
点数単価
請求額
利用者負担額
公費請求分
請求額
公費本人負担額
保険分出た高区医療費
点数合計
請求額
出た高区医療費利用者負担額
公費分出た高区医療費
点数合計
請求額
出た高区医療費本人負担額
決定後情報
保険
短期入所実日数
保険請求分請求額
公費請求分
公費分点数
請求額

公費請求分
公費分点数
請求額
保険分出た高区医療費
点数合計
請求額
公費分出た高区医療費
請求額
再審査回数
過剰回数
審査年月
基本給付費用
基本給付費用
提供単価
提供金額
特別給付費用
提供日数
提供単価
提供金額
集計
医療提供額<日数>
公費対象医療提供額<日数>
医療提供費合計
標準負担額 (月額)
医療提供費請求額
標準給付費公費請求分
標準負担額 (日額)
決定後情報
基本給付費用提供単価
特別給付費用提供単価
医療提供費請求額
再審査回数
過剰回数
審査年月
指定ノミ減額当等事業所区分コード
点数単価
居住サービス計画作成依頼届出年月日
サービスコード
決定前情報
点数
請求額
決定後情報
請求額
決定後情報
点数
請求額
担当介護支援専門員番号
摘要
再審査回数
過剰回数
審査年月
給付高額区分コード
交付年月日
決定年月日
公費負担番号
利用者負担
公費負担額
支給額
公費支給額
審査年月
決定前情報
費用額合計
保険分請求額合計
利用者負担額合計
公費情報
公費負担額合計
公費請求額
公費本人負担月額
決定後情報
費用額合計
保険分請求額合計
利用者負担額合計
公費情報
公費負担額合計
公費請求額
公費本人負担月額
再審査回数
過剰回数
審査年月

【対象年月レコード】

対象年月
最終履歴番号

【適用情報レコード】

区コード
摘要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(給付マスタ)>

≪高額判定区分情報≫	
【被保険税区分レコード】	被保険者番号 高額判定区分TBL 高額判定区分 世帯コード 世帯特定コード 課税区分 個人基準日-開始 個人基準日-終了 更新フラグ
【高額判定区分管理レコード】	確定年度 確定日 対象年月
【個人キーレコード】	個人コード 現年度介護保険状況 前年度介護保険状況 前々年度介護保険状況 資格更新フラグ 税更新フラグ
【個人課税根拠レコード】	増年月日 減年月日 得喪有無フラグ 生保有無フラグ 老保有無フラグ
【老保レコード】	老保開始日 老保終了日
【生保レコード】	生保開始日 生保終了日 生保算定開始日 生保算定終了日
【世帯課税区分レコード】	世帯コード 世帯特定コード 世帯課税TBL 世帯課税区分 世帯基準日 被保険者有無 更新フラグ
【得喪レコード】	市資格取得日 市資格喪失日 算定基準開始日 算定基準終了日

≪高額申請情報≫	
【仮申請レコード】	現住所区コード サービス実施年月 世帯コード 証記載保険者番号 要介護状態区分コード 認定有効期間開始年月日 認定有効期間終了年月日 旧措置入所者特例コード 給付事由 被保自己負担額 高額判定区分 世帯合算区分 自己負担上限額 世帯自己負担額 支払済金額 支払金額 通知書番号
【証番号レコード】	被保険者番号

≪住宅改修事業者情報≫	
【住宅改修事前申請レコード】	実施予定年月 申請区コード 整理番号 事前申請日 申請情報 申請者氏名 申請事業所名 事業所番号 被保険者との関係 市内/市外区分(申請者) 市内住所(申請者) 区コード 町コード 宇コード 番地コード 番地補集コード 申請者方書(漢字) 郵便番号 電話番号 保険申請額 保険給付率 住宅改修着工予定年月日 住宅改修事業者名 住宅改修を行う住宅の住所 改修予定金額 更新日付 更新時刻 市外住所(申請者) 市外住所(漢字)
【住宅改修事前申請レコード】	被保険者番号
【適管管理レコード】	最終整理番号

≪自己負担額情報≫	
【自己負担額レコード】	サービス提供年月 区コード 証記載保険者番号 給付事由コード 高額判定区分 高額決定額 自己負担額 保険者保有分自己負担額 現物分自己負担額 総費用額 自己負担上限額 合算対象被保険者番号1 合算対象被保険者番号2 合算対象被保険者番号3 合算対象被保険者番号4 処理年月
【証番号レコード】	被保険者番号

≪社福軽減情報≫	
【社福軽減レコード】	サービス提供年月 証記載保険者番号 社福軽減額 総費用額 自己負担額合計 処理年月
【証番号レコード】	被保険者番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(給付マスタ)>

<<合算申請者情報>>

【自己負担額証明レコード】

支給申請書整理番号
支給申請書整理番号-和暦
支給申請書整理番号-保険者番号
支給申請書整理番号-通番
申請区分
申請年月日
自己負担額証明書整理番号
自己負担額証明書整理番号-西暦
自己負担額証明書整理番号-保険者番号
自己負担額証明書整理番号-通番
自己負担額証明書発行年月日
申請状態フラグ
対象年月情報
対象年月
利用者負担額
高額決定額
自己負担額
社福軽減額
高額決定判定区分
介護予防区分
給付額減額該当区分
70歳~74歳該当区分
摘要
自己負担額合計
生年月日
被保険者期間
被保険者期間開始年月日
被保険者期間終了年月日
計算対象期間
計算対象期間開始年月日
計算対象期間終了年月日
70歳以上の者に係る所得区分
自己負担額送付年月日
計算結果受理年月日
支給情報
整理番号
支給・展入フラグ
支給年度/展入年度
支給日/展入日
支給金額/展入金額
高額医家合算申請R番号
作成ID
作成年月日
作成時刻
更新ID
更新年月日
更新時刻

<<合算申請者情報>>

【計算基礎レコード】

生年月日
被保険者期間
被保険者期間開始年月日
被保険者期間終了年月日
計算対象期間
計算対象期間開始年月日
計算対象期間終了年月日
支給申請書情報送付年月日
70歳以上の者に係る所得区分
高額医家合算申請R番号
計算基礎R番号
作成ID
作成年月日
作成時刻
更新ID
更新年月日
更新時刻

【申請検索レコード】

被保険者番号
申請対象年度
支給申請書整理番号
支給申請書整理番号-和暦
支給申請書整理番号-保険者番号
支給申請書整理番号-通番
支給申請書整理番号-通番
申請区コード
申請区分
申請区分(送付済)
計算対象期間
計算対象期間開始年月日
計算対象期間終了年月日
国保・後期申請フラグ

<<合算申請者情報>>

【高額医家合算申請レコード】

申請区コード
被保険者番号
証記載保険者番号
申請対象年度
支給申請書整理番号
支給申請書整理番号-和暦
支給申請書整理番号-保険者番号
支給申請書整理番号-通番
申請区分
申請年月日
国保・後期申請フラグ
精算対象者家族フラグ
支給申請書情報送付年月日
申請者情報
申請者氏名
申請者氏名(カナ)
申請者郵便番号
申請者電話番号
市内/市外区分(申請者)
市内住所(申請者)
区コード
町コード
字コード
番地コード
番地偏集コード
市外住所(申請者)
市外住所(漢字)
申請者方書
被保険者との関係
口座情報
支払方法
金融機関コード
支店コード
口座種目
口座番号
口座名義人(カナ)
備考欄
高額医家合算申請R番号
作成ID
作成年月日
作成時刻
更新ID
更新年月日
更新時刻

【通番管理レコード】

対象年度情報
申請対象年度
各区採番情報
申請区コード
支給申請書通番
自己負担額証明書通番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<統合番号連携システム>

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(給付マスタ)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	介護保険法施行規則第71条等の規定により、償還給付の申請は被保険者が行うこととされており、窓口での申請により情報を入手する場合は、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。また、現物給付については介護サービス事業所が提出する請求明細書情報と被保険者情報を突合し対象者確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請等の様式は事務上規定のものを用いており、また、保有対象となるデータの項目は保険給付事務に必要なもののみ保有することから、規定の項目以外の情報を入手・記録することはない。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	償還給付及び現物給付は、介護保険法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に申請し、利用する制度である。職員が特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	官公庁発行の顔写真つきの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	データ入力時におけるダブルチェック及びデータ格納時の入力項目チェック(オンライン・バッチ)を行い、不整合となるデータをエラーとすることにより整合のとれたデータが管理される仕組みとなっている。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルの管理は閉塞したネットワークで行い、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
第三者による申請の際には、第三者と本人の関係性について十分に確認する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	(1)統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようし、目的を超えた紐付けを抑制する。 (2)統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 (3)誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 (4)統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録・監視することを周知し、不要な操作を抑制する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限する。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、顔認証を行うことで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発行するだけでなく、職員個人単位で顔認証登録を行うことによりログインできる職員及び処理できる権限を管理する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	(1)職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行う。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要であり、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。 (2)委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1)原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 (2)職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 (3)委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 (4)違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	(1)委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 (2)横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ア 委託契約約款 イ 個人情報取扱特記事項 ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	(1)委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 (2)従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 (3)従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報を取り扱った従業者等の報告をするよう定める。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。	
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 	
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特になし		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。また、実行された処理の実行結果ログを記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通して提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	誤った内容で登録しないよう、届出の内容とシステムに入力した内容に誤りがないか確認を行っている。また、提供や移転の際については、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行うなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特になし		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <p>(1)サーバ機器はデータセンターに設置する。</p> <p>(2)データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</p> <p>(3)サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</p> <p>(4)バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。</p> <p>(5)保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。</p> <p>(6)申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <p>(1)特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</p> <p>(2)サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</p> <p>(3)ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>(1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>(2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	-	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	対象情報を入手するたびにデータの更新を行っており、必要と認められるデータについては履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特になし		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><横浜市における措置> 定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><横浜市における措置> 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	<p>[無料] ＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 有料 2) 無料</p> <p>閲覧等の手数料は無料。 (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] ＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	介護保険システム1(被保険者データベース)、介護保険システム1(介護サービス受給者データベース)、統合番号連携ファイル
公表場所	横浜市役所 市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4255
②対応方法	本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年1月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和2年10月7日から令和2年11月5日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年11月25日
②方法	横浜市個人情報保護審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(6)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。第9条及び第19条情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 (7)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	(追加)	個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	統合番号連携ファイル	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(1) 統合番号連携ファイル ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性の向上及び事務の効率化に資することが期待できる。 ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出を求めていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項(健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務)、2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、3項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)、4項(船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務)、6項(船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付に関する事務)、8項(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)、11項(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務)、26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、30項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務)、33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務)	【提供】 (1)番号法第19条第1項第7号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項	事後	法令改正による変更及び文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	39項(国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務)、42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務)、58項(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)、80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、90項(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務)、93項(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務)、94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)、108項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務)	39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項	事後	法令改正による変更及び文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号、3号ロ、8号ハ、第3条第3号、4号ロ、9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号シ、第22条の2第1号、2号ロ、6号ロ、第24条の2第1号、3号ハ、7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、4号ハ、8号イ、第32条第1号ハ、2号ハ、3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号ロ、第44条第1号シ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、2号ロ、8号ロ、9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項	事後	法令改正による変更及び文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 93項(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務) 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項第5号、第47条第1項第3号、4号、5号、6号、16号	【照会】 (1)番号法第19条第1項第7号別表第二 93項、94項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項	事後	法令改正による変更及び表現の軽微な修正のための変更
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(追加)	個人番号を追加	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	14件	13件	事後	「基準収入額適用申請勧奨事務委託」が、委託業務として含まれなくなったため。
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13	基準収入額適用申請勧奨事務委託	(削除)	事後	「基準収入額適用申請勧奨事務委託」が、委託業務として含まれなくなったため。
令和3年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 20件 移転を行っている 4件	提供を行っている 25件 移転を行っている 4件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	健康福祉局障害福祉課(区高齢・障害支援課)	健康福祉局障害自立支援課(区高齢・障害支援課)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報	介護サービス利用状況(事業者名、サービスの種類、請求金額)、高額判定区分(高額介護サービス費等の上限額)、高額介護サービス費等および高額医療合算介護サービス費等の支給見込み額	被保険者番号、対象年度、介護サービス利用状況(サービス実施年月、審査年月、サービス種類、サービス提供事業所番号、サービス提供事業所名、利用者負担額、介護扶助等の公費分)、対象年月、高額判定区分、介護保険上限額、高額介護サービス費、要支援・要介護状態区分、自己負担額合計(年額)、高額介護サービス費(年額)、翌年8月分高額判定区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者のうち給付実績のある者	新高額障害福祉サービス費等給付費を受給する第1号被保険者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	電子メール	庁内連携システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑦時期・頻度	照会に応じて随時	月1回	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	II ファイルの概要(給付マスタ) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	II ファイルの概要(統合番号連携ファイル)	統合番号連携ファイルの概要	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	(別添2)ファイル記録項目【統合番号連携ファイル】	<統合番号連携ファイル> ・個人番号 ・統合番号 ・4情報 ・業務固有番号 ・自動応答不可フラグ用サイン	<統合番号連携システム> ・個人番号 ・統合番号 ・4情報 ・業務固有番号 ・自動応答不可フラグ用サイン	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	III リスク対策(プロセス)(統合番号連携ファイル)	統合番号連携ファイルのリスク対策	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(追加)	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/) 請求先に持参又は郵送。	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年1月27日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月27日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介 護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4255	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介 護保険課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671- 4255	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和3年1月27日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ①方法	評価書を本市Webページにて掲載及び市民情 報センターに配架し、閲覧できるようにする。郵 便、ファクシミリ、本市Webページ(電子申請・届 出システム)、番号制度事務とりまとめ課への持 参による意見聴取を行う。	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及 び各区役所での閲覧により市民意見募集を行 う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への 持参により受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第7号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項</p> <p>【照会】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第7号別表第二 93項、94項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項</p>	<p>【提供】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 2項、3項、5項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、94項、97項、108項、109項、120項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第12条の3第1項、 第15条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、 第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、 第44条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項</p> <p>【照会】</p> <p>(1)番号法第19条第1項第8号別表第二 93項、94項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項、第47条第1項</p>	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 運用業務委託 ⑥委託先名	富士通株式会社 神奈川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 保守業務委託 ⑥委託先名	富士通株式会社 神奈川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 高額介護サービス費等支給処理委託 ⑥委託先名	みずほ情報総研株式会社	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第1項第7号別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	・番号法第19条第1項第8号別表第二第26項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第1項第7号別表第二第87項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	・番号法第19条第1項第8号別表第二第87項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月11日	II ファイルの概要(給付マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二第108項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二第108項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているドライバー（再委託者）が当日の配送終了後、配達先（自治会等）の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配送伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場に車を一晚駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配達伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配達伝票を残さないよう徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再度指導した。
2 令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における子育て世帯分の購入引換券について、世帯主の前住所地向誤送付してしまったものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新のものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地向が抽出されてしまった。再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認した。さらに発送前に最新住所情報と照合し、より発送日に近い情報に更新することとした。
3 令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開講座に参加した市民1名に対して、区民活動センターの登録団体の一覧データを電子メールに添付して送信したが、添付したデータに登録団体参加者の個人情報が含まれていた。	255件	個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを設定し管理を徹底する。 また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を徹底し、再発防止に努める。
4 令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町内会について災害時要援護者名簿を作成しているが、名簿登録に当たり新たに意思確認が必要となる対象者の抽出方法に誤りがあり、本人に意思確認をしないまま名簿に登録し住所地の自治会・町内会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ意思確認の有無を確認した上で行う。 また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。
5 令和2年6月8日	とつか区民活動センター（横浜市とNPO法人が協働運営）において、講座情報についての電子メールを送信する際、配信登録をしている団体のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式（BCC）に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態（TO[宛先]）で一斉送信した。	138件	外部のメールアドレスあてにメールを送信する際は、BCC欄にメールアドレスを入れることを確実に実施する。 また、ダブルチェックの実施についても再度周知、徹底する。
6 令和2年6月19日	自然体験施設（指定管理者が運営）において、指定管理者が把握する全メールアドレスをメールの本文に記載し、かつ、全ての宛先に送信した結果、メールアドレスと氏名、組織名が流出した。	254件	個人情報の適正な取り扱い及びメールの適正・的確な使用方法について再確認するとともに、研修やダブルチェックによる確認等、再発防止策について指定管理者に改めて指導する。
7 令和2年12月24日	市総合保健医療センター（指定管理者が運営）において、指定管理者が受託している業務に係る内部の連絡会資料を誤って、外部の支援者を登録した別の連絡先グループのメールアドレスに、【BCC】ではなく【TO】で送信した結果、支援者の電子メールアドレス等が流出した。	163件	<指定管理者> 電子メール送信時のルールを改めて確認して、職員に周知する。個人情報保護を含めた緊急の不祥事防止研修を全部署で実施する。また、電子メールの誤送信防止ソフトの導入を検討する。 <本市> 個人情報の適正な取り扱い及び外部向け内部向け問わずメールの適正・的確な使用方法について、指定管理者に改めて指導する。
8 令和3年6月15日	市営墓地管理事務所において、墓地使用者の氏名・区画番号が記載された工程管理用の工事届の一覧を、打ち合わせをしていた事業者が誤って持ち帰ってしまった。	364件	書類等を引き渡す際、必要なものの抜けがないか、また不要なものがないかを、最後に先方と当方でダブルチェックを行う。 紙で管理していた工事届の一覧を、持ち出すことができないようパソコンでのデータ管理に変更する。
9 令和3年7月11日	市内で新たに新型コロナウイルスに感染した患者について、記者発表用資料を報道各社にFAXで送信する際に、誤って患者の個人情報を含む別の資料を送信してしまった。	165件	FAX送信の際には、ダブルチェックを徹底し、送信する資料に誤りがないかを確認する。
10 令和3年11月15日	消防出張所において、平成31年度分の搬送辞退書173枚と転院搬送依頼書84枚の収められた簿冊（1冊）を紛失した。	173件	担当者のみでなく、全職員が文書整理研修を受講する。 鍵付き書庫を購入し、容易に整理・確認ができる環境を整える。 廃棄文書梱包前に、責任職による最終確認を徹底する。
11 令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。 また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。